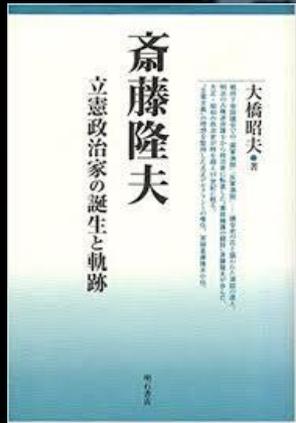


# 現代日本ゼミナール講座 「立憲主義を貫いた先達に学ぶ！」

講師 弁護士 大橋 昭夫



# 第1 はじめに

## 1 立憲主義とは何か。

- 一言で言えば憲法に基づいて政治を行うこと。

## 2 戦前は立憲主義に基づき政治が行われたか。

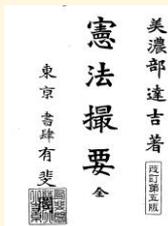
- わが国には1889年(明治22年)2月11日公布され、1890年(明治23年)11月29日から施行された「大日本帝国憲法」(明治憲法)が存在した。
- 明治憲法は天皇に主権があり、人権保障は不十分で国民の代表機関である議会も天皇に認められた立法権に制限され、条文上は単なる協賛機関であった。
- この意味で明治憲法は外見的立憲主義の憲法であった。
- しかし、明治憲法制定の中心人物であった伊藤博文は憲法を制定して議会を開設すれば、やがて政党政治が実現し、議院内閣制に移行するものだと考え、決して神権的な憲法を考えていたわけではなかった。
- 自由民権運動は明治政府の指導者も全く無視することはできなかった。
- 明治憲法は神権的な非立憲の要素と運用次第によっては国民主権に近づく立憲的要素があり、いわば複合的性格を有する憲法であり、現実の政治も非立憲勢力と立憲勢力とのせめぎあいの中にあり、結果的には立憲勢力が押し込められ、わが国に立憲主義が確立せず、アジア・太平洋戦争の敗北に至った。
- 戦前は立憲主義に基づく政治を行なおうとしていた時期もあったが、軍部や財界の力が勝り、国民中心の政治が実現することはなかった。

## 第2 立憲主義の素地をつくった憲法学者の双璧



### 1 美濃部達吉(1873年～1948年)

- 天皇機関説を理論化し、天皇主権の明治憲法を欧米の近代憲法の流れの中に位置づけて解釈し、公選された衆議院を重視し、議院内閣制に憲法的意味を与えた。
- 立憲主義とは憲法に基づき政治が行われ、時の権力者を縛り、政府の自由勝手に政権行使をさせないということであるが、それは結局のところ、国民の人権が保障されることと同義で、ここが一番重要なところ。
- 美濃部は「憲法撮要」(大正12年発刊)の中で臣民の権利について次のように述べている。



「近代立憲主義の最も貴重なる原則の1つは、各人の人格を尊重し、その自由及び財産の安全を保障することであり、この目的のために、列国の憲法は米国諸邦の憲法及び仏国の人権宣言の以来の例をおい、概ね臣民の権利を保障して、国家の権力をもつてもある限度を超えて、これを侵すこと無からんことを定む。わが憲法第二章の規定も、亦、これとその主義を同じくするものにして、ただこれに、臣民の義務に関する規定をも加えたるものなり。」(同書177ページ)

- 「本章の規定をもって、臣民のすべての権利義務を総括して規定せるものとなすべからず。もし臣民の国家に対する権利義務がこれのみに止まるものとなさば、誤り、これより甚しきはなし。憲法は決して臣民の権利義務をこれらの列記事項に限定せんとするものに非ずして、ただその主要なるものを例示せるのみ、限定的列記に非ずして例示的規定なり。(同書177ページ、178ページ)
- このように美濃部は明治憲法の臣民の権利を自由主義的に解釈し、国民が政治の主人公であることを理論的に解明し、天皇主権を制限し天皇機関説に到達した。
- この考えは大正デモクラシーを経験したわが国の昭和初期の通説。
- 憲法撮要は高等文官試験行政科、司法科試験を受験する受験生の代表的な教科書で、官僚、裁判官の多くはこの教科書で勉強し、この考えに疑問を有しなかった。
- やがて、軍国主義が強まり、日中戦争が開始される中で、軍部や一部の国会議員、蓑田胸喜らの狂信的な国家主義の学者によって、美濃部攻撃が始まり、憲法撮要の著書などは出版法違反だとされて発禁処分となった。

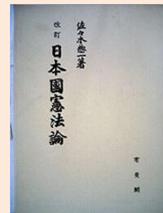
## 2 佐々木惣一(1878年～1965年)



- 美濃部と並び立憲主義の定着発展に寄与した戦前を代表する憲法学者
- 吉野作造とハイデルベルグ大学留学時から交友を有し、吉野が「憲政の本義を説いて其有終の美を濟(な)すの途を論ず」(中央公論、1916年1月号)を發表すると同時に、佐々木は大阪朝日新聞1916年元旦号に立憲主義を土着させる論説を發表した。
- これが1918年に「立憲非立憲」という標題で、弘文堂書房から刊行された。

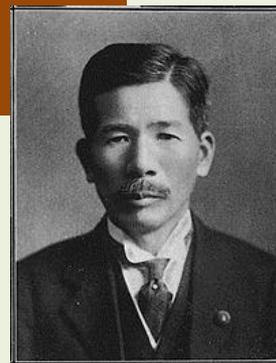


- 佐々木はこの書物の中で立憲制度が自覚した人類の性情に適したもので、現今世界文明国の政治上の大則であると説いた。
- 又、わが国が立憲制度を採用したことは、わが国自身の一大事であるのみならず、一般に人類の文化、政治の帰趣にもかかわる重大な意味、責任をともなうものであるとも述べた。
- 立憲制度に対する悲観的、否定的意見や日本の国民性に合わないという意見もあるが、立憲制度の定着発展にねばり強く取り組んでいく必要があると強調している。
- そして、政治家に対し、「その行動のただに違憲たらざるのみならず、非立憲ならざるようにせねばならぬ。」と求めている。
- やがて、佐々木は、1933年、滝川事件に抗議して京都帝国大学を去り、立命館大学に移るが、その生涯は、学問の自由を守るため、立憲主義がわが国に定着するための日々であった。
- 佐々木の著書「日本憲法要論」も官僚、裁判官等になる学生によく読まれていた。



- 3 東京帝国大学、京都帝国大学を代表する憲法学者の所説であったが、軍部はこれらの立憲主義的考え方が戦争政策への妨害になるものとして、力づくで押さえつけ黙らせてしまった。以後、美濃部や佐々木の弟子たちも沈黙せざるを得ず、わが国の立憲主義は一時的に挫折せざるを得なかった。

# 第3 立憲主義破壊の悪法とたたかった政治家



## 1 斎藤隆夫(1870年～1949年)

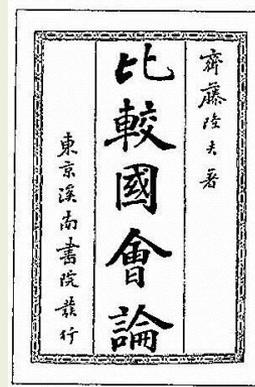
- 斎藤は東京専門学校行政科で高田早苗から憲法の講義を受けた。高田の講義はイギリス流の立憲君主制(君臨すれども統治せず)や議院内閣制を考慮した師大隈重信流の考えを反映するもので、明治憲法を立憲主義的に解釈するものであった。斎藤は「高田先生の憲法はイギリス流で政治的に憲法を講義され、解り易く講義も終わりまで済んでよかった。」と評価している。
- 斎藤は、その後、弁護士となり、1901年、明治憲法の注釈書である「帝国憲法論」を発刊している。



▲『帝国憲法論』1901年(明治34年)刊

- 齋藤は、この書で明治憲法を文理に忠実に解釈するのではなく、イギリス流の立憲主義を基礎とした解釈を試みた。  
 齋藤は人身の自由の項で「自由は人間最大の幸福なり。自由なき人間は世界における最大不幸なる人間というべし。」「西洋の学者某が自由なき天地は野蛮の世界なりと絶叫せしは故なきにあらざるなり。是を以て現今文明諸国に於ては自由の声は至るところに歓迎せられ、自由に反対するものは至るところに排斥せらる。」と自己の自由観を述べる。
- さらに、言論自由の項で「そもそも、これら諸種の自由(言論、著作、印行、集会及び結社の自由)のために身を砕き骨を粉にし、今のいわゆる立憲国の人民をして、その餘慶を得せしめたるは、偏に英国人の力なり。英国憲法史をひもとけば、彼ら英国人が如何にこれら自由のために努力したるやを知るを得べし。」と述べ、人権が市民のたたかいによって得られたものであることを率直に述べている。
- そして、これらの権利が明治憲法上、法律の留保を伴うことに対しても、「法律の範囲云々とありて、その範囲狭隘なるときは、殆んど、自由なきと同一に帰すべし。故にその局にあたる者はすべからく、社会の情態を考え、適當の法律を制定するを務めざるべからず。」と述べ、明治憲法第2章の自由権は広く民衆に認められるべきだとした。
- 高田早苗は、この本に序文を寄せ、明治憲法を文理に忠実に、天皇の権利を絶対的に捉えて解釈する神学的な学派を批判し、齋藤の述べるような天皇の権利を制限し、民衆の人権を伸長させようとする解釈に賛辞を呈した。
- 齋藤は、1901年、イエール大学法科大学院に留学し、授業に出るよりも、図書館にこもり、憲法学、行政法学、政治学に関する原書を読破した。

- 齋藤は、帰国後の1906年「比較国会論」を出版し、日本人が立憲国民となる必要性を論じた。



▲【比較国会論】1906年(明治39年)刊

- 齋藤は、郷里の偉人加藤弘之と論争し、加藤が天皇機関説に対して、国体を害し、明治憲法に反する理論であるとしたことについて「国家が主権体であると考えれば、君主をもって主権の機関と断定する他ない。」とし、天皇機関説を擁護した。
- 1925年に提出された普通選挙法案について、齋藤は憲政会を代表し「近時、世界の立憲国は既に男子の普通選挙制度を実現し、次の実現課題は女子参政権であり、日本は欧米諸国に遅れている」
- 「国民が自らその生命、財産、自由、その他われらの運命、ひいては国家の運命を左右するところの国家意思の決定に参加するところの力が、選挙権の本質である。」「この大切な権利を有産階級に独占せしめ、彼ら少数者の意のままに国家を放任するのが利益であるか、あるいは、これをば一般国民の間に解放して、俱に国家の利益に貢献せしむるのが利益であるか。」と述べ賛成演説をした。

# 齋藤の反ファシズム論

- 齋藤は、議会制度を擁護し、「議会制度を否認して直ちに之に代わるべき民意代表の機関があるならば出してみよ。国民と交渉なき官僚や軍閥がわれらこそ国民の代表者なり、われらの意思こそ国民の意思なりと自称したところで、それが天下に通用すると思うか。」「立憲政治が天皇親政の最上のものであることを疑うならば、帝国憲法をひもといてみろ。」「暴力をふるって国民の自由を押し、一人の意思を政治上に強行するか如きは、野蛮政治のはなはだしきものであって、かかる政治のもとに支配せらるる国民は自治の能力なき未開国民たるを免れない。」「近時、わが国の一部においては政党に対する不満と非常識の声に脅されて、無思慮なる独裁政治を夢みて、ムツソリーニやヒットラーにあこがれ、はなはだしきに至りてはナチスの党旗や突撃隊の服装までも模倣して得々たる者あるに至りては、その軽率にして国民的自重心なき実に驚くべきものである。」(1934年、「革新論及び革新運動を戒む」と語り、反ファシズムの立場を鮮明にした。



- 肅軍演説、1936年5月7日第69回特別議会



▲ 1936年(昭和11年)5月7日 第69回特別議会において肅軍演説する斎藤隆夫(朝日新聞社提供)

「政界の失意者ないし、一知半解の青学者等の唱えるところの改造論に耳を傾ける何ものもない。」

「2.26事件について、軍部首脳者にして、この事件に関係している者は1人もいないのではなからうか。」

「軍人が政治活動に加わることを許すということになると、政争の結果、遂には武力にえて自己の主張を貫徹するに至るのは自然の勢いである。」

「ことここに至れば立憲政府の破滅は言うに及ばず、国家動乱、武力専制の端を開くものでありますからして、軍人の政治運動は断じて厳禁せねばならぬのであります。」

「近頃の世相をみまするといって、何となくある威力によって国民の自由が弾圧せられるが如き傾向をみるのは、国家の将来にとって、まことに憂うべきことであります。」

## ・ 国家総動員法案に対する質問演説、1938年2月24日

「人間と物質、この両者をあわせて統制をなし、これによって、憲法上に保障せられておりますところの日本臣民の権利、自由及び財産、一言にして申しますならば、すなわち国民の生存権、これに向かって一大制限を加えんとするものでありまするが、これを今日国家の現状にてらして、かくのごとき立法が果たして必要であるかないか、又たとえこれが必要であると致しましても、その内容が適当なものであるかないか、さらに立法の方法、立法の形式にかくるところはないか。」

「議会の協賛を経ざれば制定することのできない立法事項を、議会の協賛を経ずして政府が勅令をもって自由に制定する。すなわち議会の機能を侵すものでありますから事柄の性質上、万やむをえない場合の外は、断じてこれを用うべきものではない。」

「ナチス政府はこの授權法を握って以来、勝手自由に数多の法律を製造した結果、事実においてドイツの憲法は変更せられているのであります。」

「わが国の国体、わが国の歴史、わが国の政治組織等について深い研究もなさずして、ややもすれば欧州2、3の国々における独裁政治家の糟粕をなめて、専制の昔にかえることをもって、国家改造、政治革新の要諦なりと心得ている者がいる。誤れるも甚しきものであります。」

## ・ 反軍演説、1940年2月2日第75回帝国議会

「支那事変が勃発しましてからすでに2年有半を過ぎまして、内外の情勢はますます重大を加えているのであります。」

「10万人もの将兵の戦死という犠牲を払っても、いまだ支那事変は解決しない。支那事変と称する大戦争がいつまで続くのか、政府はそれをどのように処理するのか国民に示して欲しい。」

「事変処理の内容を充実するにあらざれば、出征の将士は言うに及ばず日本全国民は断じてこれを承知するものではない。」

「ただいたずらに聖戦の美名に隠れて、国民的犠牲を閉却し、いわく国際正義、いわく道義外交、いわく共存共栄、いわく世界の平和、かくのごとき雲をつかむような文字をならびたてて、そうして千載一遇の機会を逸し、国家百年の大計を誤るようなことがありましたならば、現在の政治家は死してもその罪をほろぼすことはできない。」



## 衆議院議員除名、1940年3月7日衆議院本会議

議会で何らの反論をしなかった畑俊文陸軍大臣は軍務局の課長以下の若手将校につきあげられ、一転して斎藤除名を議会につきつける。

政党は陸軍の強硬派と親軍派の議員に抗し切れず、斎藤除名に動き、賛成296票、反対7票、棄権144票で、斎藤除名が可決された。

反対した者は岡崎久治郎、芦田均、牧野良三、名川侃一、宮脇長吉、丸山弁三郎、北浦圭太郎の議員であった。

## 大政翼賛会の発足と戦時法の強化

この除名を契機として各政党が解党し、近衛新体制を支持し大政翼賛会が発足し、国家総動員法、治安維持法が改悪され、国防保安法が制定された。

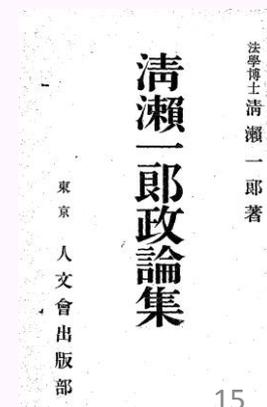
戦時体制が強化され、経済活動の自由、思想、表言の自由が圧迫され、国民は見ざる、言わざる、聞かざるを強制され、無権利化の状態となった。

社会主義者は勿論のこと自由主義者等が投獄され、憲法がない非立憲の状態となり、やがてアメリカ等との太平洋戦争が開始される。

## 2 清瀬一郎(1884年～1967年)



- 普通選挙法が衆議院で可決された2日後の1925年3月7日、治安維持法が衆議院で可決され、3月19日貴族院でも可決され、1925年4月22日公布された。
- 治安維持法は明治憲法に違反する非立憲の法律であったが、衆議院では清瀬が先頭に立って反対した。
- 清瀬は私有財産否認を目的とする政党が成立したとしても、それは明治憲法が容認するものだとした。
- 清瀬はこのことを衆議院で発言するばかりではなく「清瀬一郎政論集」(人文会出版部刊)の中にも掲載している。



「本法(治安維持法のこと)によれば、私有財産制度の否認は、合法手段による場合、すなわち議会の立法手段による場合といえども処罰せられるものである。このことは本案審議中、第1条の『私有財産制度の否認』の文字の上に『暴力手段』の一句を冠し、合法的否認の場合は罰条により除外せんとする運動が敗れたる沿革よりみるも明白である。

しかしながら、立憲国においてはこれは矛盾の立法といわねばならぬ。

立憲政治はあくまでも議員の理知に信頼する政治である。憲法により保障せられたる議員の特権は院内の言論につきては責を負わぬ(憲法52条)

いかに議員の任務の広大なるかがわかる。立法手段により私有財産制定に改造を施すの法律案を提出し、決議、建議をなすことは議員の権能である。(現に英国労働党はこの種の決議案を提出し、正々堂々、討論をかさねたことは人の知るところである。)

議員がこの権能を有する以上、これを政綱とする結社(政党)が成立すべきは当然である。

しかるに合法手段を前提とする社会改造を禁止することは何という訳であろう。これ錯誤の立法にあらずして何であろうか。」(治安維持法を論ず)

# 第4 まとめ

- ・立憲主義を否定することは歴史的にみても独裁政治への道につながり、国民の自由を抑圧し、戦争への道を招くことになる。
  - ・秘密保護法，戦争法の制定，集団的自衛権行使容認の内閣決議，共謀罪の制定は，私たちに治安維持法，軍機保護法，国家総動員法，国防保安法等の戦前の悪法を想起させる。
  - ・この戦前の悪法は日中戦争が全面化していく中で戦争体制を整備するために制定されたもの。
  - ・安倍内閣は戦争を可能とする法律を既に制定し，勝手に内閣の集団的自衛権行使の解釈を変え，わが国が他国と戦争する体制を整備した。
  - ・あとは，日本国憲法を改悪すれば，戦争体制整備は完成する。
  - ・戦前，困難な中で立憲主義に反対する先達がいた。  
本日は，学者や政治家を取り上げたが，わが国の現在の礎を築いた人々は多数いた。
- 静岡県内でも，このような人々は多数おり，ほとんどが治安維持法により弾圧され，力によりその言動を封じられた。
- ・明治憲法下でも，困難なたたかいをした人々のことを考えれば，今は銃剣で脅迫されることはなく，曲がりなりにも日本国憲法下での人権の保障はある。
  - ・私たちは，美濃部らの賢者の知恵に思いを致し，困難な中で自由と民主主義のためにたたかった人々を忘れず，これらの人々の英知と行動を継承する義務がある。それは次世代に対する責任でもある。

